

方法書についての住民意見に対する
事業者の考え方（案）

国土交通省 近畿地方整備局

足羽川ダム工事事務所

1. 対象事業の目的及び内容に関する意見

No.	意見概要	事業者の考え方（案）
1	P. 2-8～2-19 までの記述については、堤体及び魚道、流木防護施設等の具体的な構造を明らかにするとともに、各河川の計画高水位、計画高水流量及び導水流量、計画導水水位等や、工事実施計画についても明確にして、環境影響評価を願いたい。	事業計画に係る情報の記載については、環境影響評価法に基づき、計画の熟度に応じて対応します。

2. 対象事業実施区域及びその周囲の概況に関する意見

No.	意見概要	事業者の考え方（案）
2	P. 3-14 騒音の状況では、1日の平均騒音レベルで○×の判定がされているが、環境影響評価においては、池田町騒音防止条例に従い、1時間ごとの等価騒音レベルで評価願いたい。	騒音の状況については、法令等に基づき適切に予測評価します。
3	P. 3-27～3-29 において、部子川、水海川、割谷川に水質の環境基準（健康項目）が設定されていないことは誤りであると考えます。同様に水質（生活環境項目）について、P. 3-30～3-31 では、足羽川の各支流の基準がないとされているが誤りであると考えます。足羽川水系の上流域であることから、天神橋上流の「河川A類型」を適用願いたい。	健康項目については、ご指摘の通り、修正致します。 また、水域類型については、環境基本法に基づく「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（福井県告示）」において指定されており、足羽川の河川A類型は、足羽川上流（本川筋）及び支川の荒川上流（天神橋下流）のみとなっています。
4	P. 3-30 において、持越（A）地点での水素イオン濃度が、12回環境基準を上回っている原因を明らかにした上で、環境影響評価を実施願いたい。持越地区だけの水素イオン濃度の突出は、通常状態ではないと想定されることから、これらの異常値を土台にして環境影響評価をすることは適切でないと思われる。	環境影響評価は、足羽川ダム建設事業に伴う環境影響を予測・評価するものです。 この地域における pH は経年的に高めに推移しています。持越の pH は、167回観測中 12 回のみの超過であり、この程度の超過は水質的な変動による自然現象の一部と考えています。 なお、環境影響評価は、環境基本法で定める基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られるかどうかを検討します。
5	P. 3-145 において「人と自然との触れ合い活動の場の状況」に記載されている「溪流下り」を「アドベンチャーボート（溪流下り）」に修正願うとともに、施設名称に「ふるさとふれあい道場（通称そば道場）」／池田町／公園・つり橋・遊歩道と、「足羽川流域／池田町／釣り」を追加願いたい。	環境影響評価準備書において、「溪流下り」を「アドベンチャーボート（溪流下り）」に修正します。 なお、「ふるさとふれあい道場」の公園・つり橋・遊歩道は、「ふれあい遊歩道」に含まれる一帯の人と自然との触れ合いの活動の場と見なして整理しています。 また、調査地域内の足羽川等は全域で漁業権が設定され、「釣り」は経済的活動に該当することから、人と自然との触れ合いの活動の場には該当しないと考えます。

No.	意見概要	事業者の考え方（案）
6	P. 3-153 の山林面積について、池田町の土地利用状況では 178.53 平方キロメートルとされており、正しい値に訂正願いたい。	一般的に入手可能な資料として、福井県が作成、発行している「第 53 回福井県統計年鑑 平成 17 年」に掲載された数値を使用しています。
7	P. 3-160 において利水状況の図中は、許可水利のみの記載であるが、池田町においては、「稲荷用水」「上嶋用水」「山田用水」「寺島用水」等の慣行水利が存在することから、これら慣行水利についても記載願いたい。	一般的に入手可能な資料として、「河川整備基本方針 九頭竜川水系」及び「福井県資料（許可水利権資料）」に基づいて、許可水利権の名称及び水利権量について整理を行なっています。 なお、「稲荷用水」「上嶋用水」「山田用水」「寺島用水」等の慣行水利の存在は確認していますが、取水実態について不明確なものが多いため、記載していません。
8	P. 3-163 の「生活用水として井戸が利用されている」を、「飲料水を含む生活用水、町製造のミネラルウォーター及び地酒の原水並びに溪流温泉冠荘の源泉に、地下水・湧出水が利用されている」と訂正願いたい。	環境影響評価準備書において、「飲料水を含む生活用水、ミネラルウォーターや地酒の原水、温泉の源泉として、地下水及び湧出水が利用されている。」と訂正します。
9	交通の状況について P. 3-165、P. 3-171 では、月々瀬での道路交通状況を記載しているが、状況把握としては、5 月～9 月の活動が活発な時期のデータとされたい。池田町の交通実態として、これらの調査が行われた 3 月は、積雪状況等により年度変化もあり、代表値としては適当ではないと思われる。	当該調査データは、一年を代表する時期として、10 月に調査した結果であり、地域の交通の概況を把握するデータとしては適当であると考えます。
10	環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院及び診療所）P. 3-180 について、池田町及び旧美山町分の記載がないため、追加願いたい。	環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、病院及び患者の収容施設を有する診療所について記載しております。
11	P. 3-201 には、福井県自然環境保全条例の規制及び池田町の水を清く守る条例の指導要綱が含まれていないので、追加願いたい。	福井県自然環境保全条例に関しては、環境影響評価方法書 P. 3-253 に記述しています。また、池田町の水を清く守る条例については、環境影響評価準備書において追加します。
12	P. 3-259 の表に町指定文化財の「安達中屋住宅」等の文化財の記載を追加願いたい。	文化財保護法第百九条第一項の規定により指定された名勝又は天然記念物の指定状況について、記載しています。

3. 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての意見

3.1 環境影響評価の項目

No.	意見概要	事業者の考え方（案）
13	<p>水質を評価する上で、酸素要求量が重要な指標となっていること、及び工事予定箇所付近の土壌及び掘削土中に、健康を害する重金属類が含まれている可能性があることから、P. 4-3の環境要素、水質に「主要な環境保全に係る水質項目」及び「主要な自然界に存在する健康に係る水質項目」を追加し、影響要因「ダム堤体の工事」「建設発生土の処理の工事」「導水施設の建設の工事」「建設発生土処理場の跡地の存在」に適用願いたい。</p>	<p>工事に伴う有機物汚濁の水質影響は想定されておらず、酸素要求量（BOD や COD）は対象としておりません。</p> <p>文献資料により、事業実施区域周辺における鉱山等の分布は確認していますが、現時点の事業者の現地調査では、事業実施区域内には鉱山跡地は確認していません。</p> <p>また、調査地域内に位置する部子川等の河川では水質調査を行っており、健康項目の全てにおいて定量下限値未満、もしくは検出されていません。</p> <p>なお、ダム堤体等の工事段階において土壌調査を実施し、土壌汚染が確認された場合は、関係機関等に確認のうえ、土壌汚染対策法及び水質汚濁防止法に基づき適切に対応します。</p>
14	<p>池田町では、地下水を飲料水に利用するほか、断層付近から湧出しているとみられる水が、町開発のミネラルウォーターや地酒の源水になっているほか、導水路近辺では、温泉が湧出しているため、水位の評価だけでは不足であることから、P. 4-3の地下水の水質及び水位の調査項目を、「地下水の水位」から「地下水の水位、水質及び水量」に改めるよう願いたい。</p>	<p>地下水位は、地下水量の変化の目安になると考えられることから、地下水位を予測・評価項目としています。</p> <p>また、工事中の排水は原則地下に浸透しない方法にて濁水処理施設に集め、適切に処理した後、河川に放流するため地下水質への影響については問題ないと考えられます。</p>
15	<p>外来植物の侵入や外来魚等の移入が予想されることから、P. 4-3の生態系に「生態系に影響を与えるおそれのある動植物の侵入、繁殖」を追加願いたい。影響要因の区分は、工事の実施全体と、原石山の跡地の存在、発生土処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在で評価願いたい。</p>	<p>外来植物の侵入や外来魚等の移入は、その形態は様々であり、ダム事業としての影響の把握は困難であると考えられます。</p>
16	<p>P. 4-3の「廃棄物等」の区分にある「建設工事に伴う副産物」は「残土を含む建設副産物」に改めるよう願いたい。</p>	<p>「廃棄物等」の区分にある「建設工事に伴う副産物」には、残土を含んでいます。</p>
17	<p>P. 4-3の影響要因の区分に「堆積土砂の浚渫及び搬出」を追加願いたい。なお、対象とする環境要素の区分は、「大気環境のすべて」「水環境のうちの土砂による水の濁り」「人と自然との触れ合いの活動の場」「残土を含む建設副産物」である。</p>	<p>環境影響評価項目については、足羽川ダム建設事業の事業特性と地域特性を踏まえ、適切に選定しました。</p> <p>なお、堆積土砂の浚渫及び搬出に際しては、周辺への環境影響を考慮し、関係機関と調整を図りながら適切に対処します。</p>

No.	意見概要	事業者の考え方（案）
18	P. 4-5 の環境要素の区分・環境要因の区分・選定する理由に、下表を追加願いたい（別表 1 参照）。	環境影響評価項目については、足羽川ダム建設事業の事業特性と地域特性を踏まえ、適切に選定しました。
19	<p>環境影響評価の範囲については、動植物の生態系の配慮と同等以上の手間をかけて、「暮らす住民の生活権」への影響を評価すべきであることから、環境影響評価の環境要素の区分（P. 4-3）に、「生活環境の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素」を追加し、同時に、その詳細項目として、「防災」「交通安全」及び「農業生産」を追加願いたい。</p> <p>「防災」については、周辺集落における災害発生危険度を調査項目として、小畑集落で調査し、地層や断層についても明らかにした上で評価を願いたい。</p> <p>「交通安全」については、車両の通行による生活空間の危険度を調査項目として、騒音と同じ調査地点とされたい。</p> <p>「農業生産」については、安全で安心して作物を栽培できる用水水質、及び水海畜産団地で飼育している家畜への影響を調査項目として、農業用水については、工事関係箇所の下流にある農業用水取水口を評価地点とし、畜産については、水海畜産団地を評価地点とされたい。</p>	
20	環境影響評価において、人文的要素の項目についても予測・評価すべきである。	<p>環境影響評価項目については、足羽川ダム建設事業の事業特性と地域特性を踏まえ、適切に選定しました。</p> <p>なお、工事用車両による通行車両の増加等については、工事用車両の運行に際して、交通法規を遵守するとともに、安全運転を徹底します。</p> <p>また、その他のご意見につきましては、事業の実施に際して、関係機関にお伝えします。</p>
21	環境影響評価において、工事用車両による通行車両の増加等による直接的な危険性、あるいは心理的なストレス等についても予測・評価すべきである。	
22	環境影響評価において、ダム建設中及びダム建設後における、先祖伝来下池田地域として営々と築き上げられてきた、地区住民の生活環境、住環境、コミュニティ、並びに池田町内における地区の立場についても予測・評価すべきである。	
23	環境影響評価において、ダム建設中及びダム建設後における地域経済の推移と変化について、公共施設の存廃と合わせて、予測・評価すべきである。	

3.2 大気環境

No.	意見概要	事業者の考え方（案）
24	工事用車両は、最終的に土合皿尾集落内を通行するため、「粉じん等」の調査地点（P. 4-9）と「騒音」の調査地点及び予測地点（P. 4-11）に「土合皿尾集落」を追加願いたい。	「土合皿尾集落」は、「志津原集落」に隣接しており、一体の集落と見なして取り扱っています。表記は、「志津原集落・土合皿尾集落」に変更します。
25	「粉じん等」の調査地点等（P. 4-9）において、志津原集落に「足羽川ダムの工事用道路」と書かれている内容を明らかにして環境影響評価を実施願いたい。	志津原集落近辺から赤谷川沿いに建設予定の工事用道路予定ルートを目指すものであり、工事の内容を明らかにして環境影響評価を実施します。
26	騒音・振動などの調査地点は、最も騒音・振動が高くなる箇所を選定すべきである。既往調査が、これらの条件を満たしていない場合には、現況把握についても、適切なポイントで行うよう願いたい。	騒音・振動の調査地点は、事業実施区域及びその周辺区域、並びに工事用車両の運行予定をしている道路の沿道で騒音・振動のおそれがある地域のうち、騒音・振動の状況や、沿道の状況等が把握できる地点を選んでいます。
27	工事車両が水海の県道を通行するとした場合、住民にとって最も安全を考慮した場合の適切な調査地点は、谷口集落（国道476号から県道175号に入ってすぐの集落）の可能性があるため、P. 4-11の道路騒音の調査地点は、「水海集落又は谷口集落」とするよう願いたい。	ご指摘の谷口集落内については、工事用車両の通行は予定していません。
28	工事用車両による騒音・振動の影響は地元集落地域に限定されないことから、「騒音」「振動」については評価地域の拡大が必要である。	調査・予測地域は、対象事業による影響が及ぶと想定される範囲として、対象事業実施区域から約500mの範囲を基本としています。 なお、工事用車両による騒音・振動については、工事用車両の運行予定ルートを踏まえて、対象事業実施区域から約500m範囲の集落を考慮して調査・予測地域としています。
29	P. 4-11の「評価の手法」の欄中「条例の基準」については、池田町騒音防止条例に従い、日平均ではなく、毎時ごとの騒音レベルで評価願いたい。また、評価の土台となる現況の調査日が、「晴天時」などの通常の日である条件に依拠したものであるかを確認し実施願いたい。	騒音の状況については、法令等に基づき適切に予測評価します。 また、現況調査を実施した時間帯においては、降雨や積雪はありません。
30	P. 4-11の「評価の手法」の欄中「できる限り回避」の判断にあたっては、住民にとって最も安全が確保できる箇所（発生源に直近の場所）とすべきである。	騒音の評価については、発生源に最も近い環境保全対象となる住居において予測・評価を実施します。

3.3 水環境

No.	意見概要	事業者の考え方（案）
31	水環境における水質の中で、専門家の助言として出水時の濁水の状況把握をされているが、その一環として、部子川におけるダムから下流の、豪雨時とダム放水時を合わせた濁水流下期間について予測・評価すべきである。	水環境の影響予測評価では、ご指摘の豪雨時かつダム放流時についても予測・評価を行います。
32	水質については、治水型穴あきダムは、中小洪水をも溜め込み、河道の自浄作用が小さくなると見込まれることから、これらを含めた環境影響評価を実施すべきである。	足羽川ダムの事業特性を考慮して適切に予測・評価を行います。
33	既存のダムにおいても、データと課題が発生しており、また、鮎漁などへの影響も県民に説明する必要があることから、「水の濁り」については既存ダムのデータを活用することも必要である。	水質の変化等による動植物の重要な種および生態系への環境影響については、事例の引用または解析により予測します。
34	池田町の水条例に基づく指導要綱では、公共用水域への排水放流口で制限していくべきとしていることから、P. 4-35 の水環境における水素イオン濃度については、コンクリート製造設備等からの排水放流口を予測地点に追加願いたい。	池田町の水条例に基づく指導要綱と水質汚濁防止法の排水規制の遵守を前提に、工事を実施します。 また、河川への影響の予測・評価にあたっては、コンクリート製造設備等からの排水の水質を考慮します。
35	P. 4-36～4-39 の地下水については、池田町の温泉源泉の湧出場所近辺と池田町産のミネラルウォーター及び地酒の地下水の湧出地域近辺を調査場所に必ず追加願いたい。	池田町の温泉源泉、ミネラルウォーター及び地酒の原水の取水場所は、「地下水の水位」の項目において、地下水利用施設、湧水地等の観点から調査を行います。

3.4 土壌に係る環境その他の環境

No.	意見概要	事業者の考え方（案）
36	「土壌に係る環境」について、通常水没していない広大な斜面が洪水のたびに急激に水没・水位低下することによる地すべり及び崩壊などの検討が必要である。	貯水予定区域周辺の斜面崩壊あるいは地すべり等については、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）に基づき、検討しています。

3.5 動物・植物・生態系

No.	意見概要	事業者の考え方（案）
37	「文献」で代用している部分があるが、これでは今日的な生息域の正確な把握はできないため、豊かな自然環境保護を第一義とした実地のフィールド調査の実施が必要である。	動物、植物、生態系では、すべての細目で文献調査と現地調査を実施しています。平成18年度までに現地調査を実施していない「クモ類」「蘚苔類」「大型菌類」については、平成19年度に現地調査を行っています。
38	県民から見てもっと理解しやすくする数値化などが必要である。例えば、クマタカであれば、ダム工事をしない場合のケースを「0」とし、「その場で繁殖できなくなる」事態を「100」として、工事などの程度、クマタカの生存に負荷を与えるかが数値化されてわかるようにする。	環境影響評価準備書の内容については、「省令」に基づき作成するとともに、その内容については、図表や平易な表現を用いることなどにより、できる限りわかりやすくなるよう配慮します。更に、環境影響評価準備書を要約した要約書を作成するなど、内容がより分かりやすくなるように努めます。
39	河道の自浄作用が小さくなることや、それによりこけ類への影響、それを餌としている鮎などへの影響が考えられることから、治水型穴あきダム特有の生態系への影響を検討すべきである。	足羽川ダムの事業特性を考慮して適切に予測・評価を行います。 なお、流況や水質の変化等による付着藻類への影響や、付着藻類食のアユへの影響等については、「生態系」の項目で検討します。

3.6 景観

No.	意見概要	事業者の考え方（案）
40	眺望景観において部子山からの1点のみの評価では不足である。また、長大法面は、景観に与える影響が大であると考えられることから、P.4-132の眺望点については、遠景としての眺望だけでなく、中景・近景の眺望という視点も含めて評価願いたい。部子山からの眺望だけでは不足であり、付替え道路からの複数の眺望や、小畑集落からの眺望も重要である。また、堤体と合わせ、法面についても景観の影響評価を願いたい。同時に、付替え道路から非湛水のダム湖内を眺望した場合、及び建設発生土処理場の「景観」も評価願いたい。	「景観」における環境影響評価では、「省令」に基づき、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所を、主要な眺望景観の調査地点として選定しており、対象事業実施区域周辺には部子山のみが該当します。

3.7 人と自然との触れ合いの活動の場

No.	意見概要	事業者の考え方（案）
41	P.4-136の「人と自然との触れ合いの活動」については、調査対象に「アドベンチャーボート」と「ふるさと・ふれあい道場の公園」を追加願いたい。	「ふるさと・ふれあい道場の公園」は、「ふれあい遊歩道」に一带の人と自然との触れ合いの活動の場と見なして調査を実施しています。また、「アドベンチャーボート」については、調査対象として追加します。

3.8 廃棄物等

No.	意見概要	事業者の考え方（案）
42	「廃棄物等」の予測・評価は、洪水時に発生が見込まれる多数の流木及び土砂等の発生量についても「供用」時として行う必要がある。	洪水時に発生が見込まれる流木及び土砂等については、周辺への環境影響を考慮して、適切に対処するべく、関係機関と調整を図りながら、別途検討していきます。
43	部子川流域には、鉱山があった歴史を有するなど、岩盤中に金属系の物質が含まれている可能性が高いことから、P.4-142の「副産物」については、掘削工事（ダム本体・導水路等）により発生する岩砕類に重金属類が含まれているかどうかを調査する方法と、有害物質が発見された場合に、どのような対応をするのかを記載願いたい。	文献資料により、事業実施区域周辺における鉱山等の分布は確認していますが、現時点の事業者の現地調査では、事業実施区域内には鉱山跡地は確認していません。 また、調査地域内に位置する部子川等の河川では水質調査を行っており、健康項目の全てにおいて定量下限値未満、もしくは検出されていません。 なお、ダム堤体等の工事段階において土壌調査を実施し、土壌汚染が確認された場合は、関係機関等に確認のうえ、土壌汚染対策法及び水質汚濁防止法に基づき適切に対応します。

3.9 すべての項目に共通

No.	意見概要	事業者の考え方（案）
44	評価は、ダム事業者にとっての努力ではなく、影響を受ける住民にとって受け入れられるものかどうかを判定するために行われるものであることから、できる限りという言葉で「予算的な限度」だけでなく、「技術面での限度」も含め、総合的な最大限の努力が発揮されているかどうかという視点であるべきであり、「評価の手法」における「できる限り回避」の判断にあたっては、住民にとって最も安全が確保できる内容であるかどうかを判断すべきである。	「省令」に基づき、環境影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価することとしています。

4. その他の意見

No.	意見概要	事業者の考え方（案）
45	「どの業者に」「どういう内容の仕事を」「どれだけの税金を払って」行ったか、そして「成果物はどのような内容か」を方法書とともに県民に明らかにすることは、県民・納税者に対する責任であることから、これまでの「環境影響評価」にかかる業務契約の内容・結果を添付することが必要である。	環境影響評価にかかる業務の一部を委託して行った場合には、その者の氏名及び住所を環境影響評価準備書に記載します。

<別表 1>

		影響要因の区分	
生活環境	防災	工事の実施	ダム本体の工事により、森林伐採や土地改変を通じて周辺集落の災害発生度が高まるため、100年降雨確率での防災対応力を評価する。
		土地又は工作物の存在及び供用	ダム満水時に発生する圧力や近くを走る断層で起きる地震等により、周辺地形の変形や災害発生度の高まる危険性があるため、この安全性を評価する。
	交通安全	工事の実施	静穏な現在の生活空間に膨大な量の車両が通行することによって、交通弱者の安全性が損なわれるおそれがあるため、事故の発生率を評価する。
	農業生産	工事の実施	清らかな水を利用して安全安心できる農産物を自給又は販売している現状が、ダム工事関係の排水によって損なわれるおそれがあるため、作物に与える影響について、評価する。また水海川分水施設近傍に、畜産団地が存在することから、工事の実施が飼育している家畜へ与える影響について評価する。
		土地又は工作物の存在及び供用	清らかな水を利用して安全安心できる農産物を自給又は販売している現状が、濁水によって損なわれるおそれがあるため、作物に与える影響について評価する。